



31 御環環第930号の2

令和元年 12 月 10 日

静岡県知事 川勝 平太 様

御殿場市長 若林 洋平



「ベルビュー長尾ゴルフクラブ発電所」に関する意見等について（回答）

令和元年 11 月 14 日付け環生第 253 号にて照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



担 当 御殿場市環境部環境課  
環境政策スタッフ 青山 文彦  
TEL:0550-83-1603  
FAX:0550-83-1685  
Mail:kankyo@city.gotemba.lg.jp

## 「ベルビュー長尾ゴルフクラブ発電所」に関する意見等

### 1 次の理由により静岡県環境影響評価条例に基づく手続きを要する。

- ・御殿場市環境基本条例（平成 13 年御殿場市条例第 11 号）では「環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた地域特性を生かし、自然と人が共生できる環境が確保されるよう行われなければならない。環境の保全及び創造は、日常生活や事業活動が地球環境の保全に影響を及ぼすとの共通認識の下に、積極的に推進されなければならない。市は富士山を中心とした豊かな自然環境や歴史的文化的環境を、将来にわたり継承していかなければならないことから富士山、箱根外輪山等の保全及び創造に関する必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- ・御殿場市総合景観条例（平成 25 年御殿場市条例第 46 号）では「良好な景観等は、美しく風格のある景観の形成及び緑豊かな潤いのある生活環境の創造に不可欠なものであることに鑑み、市民共通の財産として、現在及び将来の市民がその恩恵を享受できるよう、その保全及び形成の推進が図られなければならない。地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることに鑑み、公共の福祉の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その保全及び形成の推進が図られなければならない。本市の地理的特性に鑑み、行政区域を超えた広域的かつ連続的な景観に配慮し、その保全及び形成の推進が図られなければならない。」と規定されている。
- ・本件事業用地一帯は箱根外輪山を形成する土地であり、箱根山系においては以下のような希少動植物が確認されている。しかし、御殿場市域においてはこれまで十分な動植物の生態・植生調査が行われておらず正確な情報が無い。従って、多方面からの環境影響調査が必要と考える。
  - 希少動物…ハナコギセル（環境省絶滅危惧Ⅰ類）、ホトケドジョウ、ネコギギ（以上、環境省絶滅危惧Ⅱ類）、アカザ、ヤマコウモリ、モリアブラコウモリ（以上、環境省絶滅危惧Ⅱ類）、セアカオサムシ、ガムシ、オオトノサマガセル、トノサマガエル（以上、環境省準絶滅危惧種）、コノハズク（静岡県絶滅危惧Ⅰ類）、ハコネサンショウウオ、アマゴ（以上、静岡県絶滅危惧Ⅱ類）、カワネズミ、モリアオガエル（以上、静岡県準絶滅危惧種）、ニホントカゲ、アズマヒキガエル（以上、静岡県要注目種）、神奈川県等他都道府県のレッドデータリスト記載の動物 35 種以上
  - 希少植物…アマギツツジ、フジチドリ（以上、環境省絶滅危惧Ⅱ類）、ハコネコメツツジ、ムラサキツリガネツツジ、アシタカツツジ、サンショウバラ、ハコネグミ、マツノハマンネングサ、イズカニコウモリ（以上、環境省絶滅危惧Ⅱ類）、オトメアオイ、ハコネシロカネソウ（以上、環境省準絶滅危惧種）、ヒトツバショウマ（静岡県絶滅危惧Ⅱ類）、クザキイチゲ（静岡県要注目種）、神奈川県等他都道府県のレッドデータリスト記載の植物 20 種以上

- ・現地確認の結果、本事業計画地内で太陽光パネルを設置しない部分には開発前の自然が残っている部分が多くあるが、日照の関係で伐採の必要があると思われる立木が相当数見受けられ、生態系や植生への影響が懸念される。
  - ・事業届出書の第2種事業の概要によると、ゴルフ場開発エリアに既存の地形・傾斜のまま太陽光パネルを設置する予定とある。そうすると、パネルによる日照不足で地表面の芝が枯れる可能性が高い。また、ゴルフ場のような緩やかな傾斜地では豪雨の際に雨水が滞留し易いと考える。その場合、芝の根によって保たれていた地盤に影響を及ぼし、土砂災害が起きる可能性が危惧される。
  - ・近年、イノシシ等による農作物等の被害情報が多く寄せられている。当事業により、事業用地への人の立入りが無くなり、イノシシ等が里（人の居住地域）へ出て行きやすい環境を助長するのではないかとの懸念がある。
- 2 静岡県環境影響評価技術指針における第2種事業の判定基準への該当性等については次のとおり。
- ・判定基準1の(3)エに該当する「富士箱根伊豆国立公園箱根地域第2種、第3種特別地域」が事業地東側に存在する。
  - ・判定基準1の(3)キに該当する「箱根鳥獣保護区」が事業地に含まれる。
- 3 その他の意見
- ・ハコネサンショウウオをはじめとする水生動物は、土壌の流入による影響を強く受けるので、工事で表土の攪乱が起きるのであれば、沈砂池を設ける必要がある。近年の気候変動により集中豪雨が予想され、増水の影響を軽減する必要性を感じるため、調整池の設置は必要と考える。調整池の設置は、トンボや両生類の生息するビオトープにもなり、生息環境を向上させることにもなる。
  - ・ゴルフ場跡地のような日当たりの良い広大な土地は、シカにとって最高の餌場となり、個体数が増加すると考えられる。従って、本事業の場合もシカ等の侵入を防ぐしっかりとした柵の設置と管理が必要と考える。
  - ・本事業計画地内には登記名義上御殿場市の土地（御殿場市神山字丸岳落合1917番2及び1917番3）が存するとみられるが、その使用を含め計画について事業者からの説明は受けておらず、よって当市として了承もしていない。
  - ・本事業を実施しようとするものは、「御殿場市土地利用事業指導要綱」に基づく手続きを行うこと。
  - ・本事業区域は、「御殿場市景観計画」の市全域地区に該当しており、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第2号に基づく手続きを行うこと。
  - ・本事業実施に際しては、地域森林計画対象民有林について、その区域を正確に確認の上、伐採範囲を決定するよう留意すること。